

行政法第 2 回の設問は、私が勤務校の期末試験で出題した事例問題がもとになっていますが、そのときの答案の中には、「A は、部員らが下段の窓のレール部分に上って上段の窓を開閉しているのを知っていたのであるから、予見可能性が認められる」という旨の論述をするものがいくつか見られました。

しかし、設問の事実関係のどこを見ても、部員らが下段の窓のレール部分に上って上段の窓を開閉していることを A が「知っていた」という記述はありません。したがって、A が「知っていた」ことを理由に予見可能性を肯定するのであれば、他の事実関係から、A が「知っていた」ことを推認する必要があります。

例えば、「2 年も顧問として卓球部の練習の指導を行っており、練習中は上段の窓が開いていることや、上段の窓を開けるための踏み台等が設置されていないことを認識していたのであるから、部員らがそのような危険な方法で上段の窓を開けていることを知っていたと考えるのが自然である。したがって、A には本件事故について予見可能性がある」というように、設問の事実関係から、A が「知っていた」という事実を推認した上で、A に予見可能性があったという結論を導くのであれば、問題ありません。

ちなみに、実際にそのような推認をした答案もあり、当該部分について加点をしました。